

## 信越支部学生奨励賞表彰規程

### (総 則)

第1条 信越支部では、学生の優れた研究成果を称賛して今後の研究活動を奨励し、さらにそれをもって本支部の学生の活動を活性化させることを目的として信越支部学生奨励賞を定める。

### (受賞者の選考)

第2条 選考にあたっては、本支部の各大学および各高等専門学校において受賞候補者を選出し、支部長がこれを承認する。

2. 各校が選出できる受賞候補者の数は、支部大会における発表等の実績をふまえ、最大3名までとする。但し、発表学生数に大幅な増減があった場合は、受賞候補者の人数を見直すことができる。

### (受賞資格)

第3条 大学選出の受賞候補者は以下の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 当該年度の信越支部大会で筆頭著者として論文を発表すること。
- (2) 優れた研究業績を挙げていること。

2. 高等専門学校選出の受賞候補者は優れた研究業績を挙げていること。

### (奨励賞受賞者の論文集への記載と表彰)

第4条 大学の奨励賞受賞者の氏名等を当該年度の支部大会論文集に記載し、支部大会懇親会で表彰式を行う。受賞者には、賞状及び副賞を与える。副賞は、1万円の図書カードとする。

2. 高等専門学校の受賞については各校で表彰する機会を設け、受賞者の氏名等を翌年度の支部大会論文集に記載する。受賞者には、賞状及び副賞を与える。副賞は、1万円の図書カードとする。

### (改 廃)

第5条 本規程の改廃は、支部運営委員会の議決を経て行う。

### (附 則)

1. 本規程は平成22年4月30日より施行する。
2. 本規程の改正は平成25年6月19日より施行する。
3. 本規程の改正は平成27年10月4日より施行する。
4. 本規程の改正は令和2年6月1日より施行する。